

東京学芸大学基金管理運営規程の一部改正について

改正理由：東京学芸大学基金の目的の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (事業) 第4条 基金は、次の各号に掲げる事業の支援を行うものとする。 (1) <u>学生</u>に対する支援事業 (2) 国際交流の支援事業 (3) <u>学芸むさしの奨学金事業</u> (4) <u>教育研究活動等への助成事業</u> (5) <u>キャンパス環境の整備・充実事業</u> (6) <u>その他教育研究上必要な事業</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成 28年 2月18日から施行し、平成27年10月22日から適用する。</u>	〔省略〕 (事業) 第4条 基金は、次の各号に掲げる事業の支援を行うものとする。 (1) <u>本学の学生</u>に対する支援事業 (2) 国際交流の支援事業 (3) <u>教育研究活動等への助成事業</u> (4) <u>キャンパス環境の整備・充実事業</u> (5) <u>その他教育研究上必要な事業</u> 〔省略〕